

文書館だより

第23号

平成6年7月

発行／群馬県立文書館

〒371 前橋市文京町三丁目七番六号

☎(0272) 31-3346

印刷／朝日印刷工業株式会社

☎(0272) 51-1333

題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝

- 「工場日誌」にみる明治期製糸女工の勤務状況
- 明治期福祉・衛生関係文書の概要
- 新たに収蔵された文書
- 新たに閲覧できる古文書・マイクロ複製
絵図
- 古文書解説コーナー



第拾二大区小八区甘楽郡七日市町元陣屋敷並畑図

縦一五〇cm・横九六cm(平成六年六月撮影)

七日市藩は、前田利家の五男利孝を始祖とする一万石余の小藩で、元和二年立藩以来約二五〇年間七日市(現富岡市)に陣屋をおき、廃藩置県後は、陣屋内に七日市県庁がおかれました。

この絵図は、七日市藩の旧陣屋内の地割りを現した絵図で、一筆ごとの地番、地目、字名、面積、縦横の長さ、所有者名が記されています。また、官地、社、墓所、荒地なども色や印で区別されており、作成時期は特定できないものの、廃藩置県後の旧陣屋跡の様子を知ることができます。

文書館には、七日市陣屋関係の絵図がほかに二点あり、その一つ上野国甘楽郡七日市元陣屋図(絵図番号五〇〇)をみると、元県庁、土族邸、畑、荒地開拓所などと記されているだけで、所有者や面積等の細かな記載はありません。

また、この絵図では、地図右(南)の稲荷社周辺や左(北)の池周辺は、ともに畑となっており、面積も同程度の区画が並んでいるのに対して、元陣屋図では、左が荒地開拓所、右は訓練場となっています。元陣屋図から絵図の作成までの期間は、あまり離れていないと考えられますが、その間に旧陣屋跡の景観は急激に変わったものと思われれます。

(行政文書課 田中 尚)

《資料紹介》 新規閲覧・前橋市田村あい子家文書

「工場日誌」にみる明治期製糸女工の勤務状況

主任専門員兼古文書課長 駒形義夫

新規閲覧開始となる前橋市城東町田村あい子家文書は昭和六十年に本館に寄贈いただいた文書です。

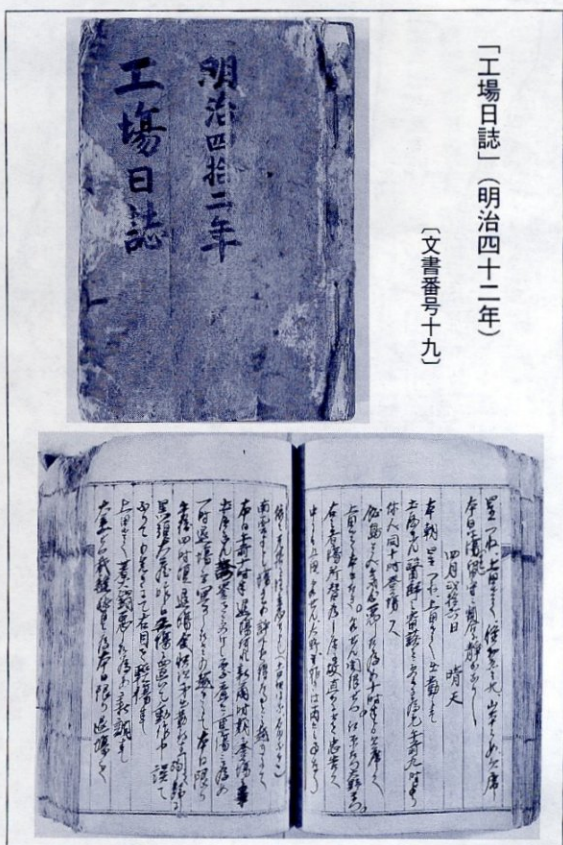
田村家文書の中で多くをしめるのは明治期以降の製糸業関連資料です。同家は明治二十六年六月（一説に二十年六月とあります。伝存の資料からも、その頃から製糸関連の仕事に携わっていたと思われます。）に当時の諏訪町（現、城東町）に田村新三郎により創業しました。工場規模は明治三十二年十一釜、女工十三、明治四十二年男工四、女工五十二、人夫男一、蒸気一、五馬力。明治四十三年男工四、女工五十三、人夫男二、蒸気一、四馬力、と年々企業規模を拡大していきましました。（「群馬県勸業年報」「群馬県統計書」参考）。ちなみに後述の「工場日誌」の著された明治四十二年の前橋の製糸所数は四十七を数えました。

養蚕・製糸業は、幕末から近代にかけて日本の産業をささえて、わが国の近代化を推進する基幹産業の位置を担ってきましました。

本県製糸業は品質改良と量産の必要性から、まず速水堅曹らによって、わが国最初の器械製糸の藩営前橋製糸所が創設、続いて官営富岡製糸場、新町屑糸紡績所が開設されました。さらに、民間でも星野長太郎の水沼製糸所をはじめとして各地に器械製糸所が設立されました。こうした背景のもと田村製糸所も創業以

来、その事業を発展させていきました。今回資料紹介する同製糸所の「工場日誌」（明治四十二年）は、明治四十二年一月一日に筆を起し、同年十二月三十一

主要行事、④工場職員の出退勤、欠勤状況、遅刻、早退、病気や怪我による治療や通院、⑤新規採用者・退職者の入・退場、⑥各種研修及び慰安会への出席、⑦工女の繰糸成績、⑧始業、就業時刻等勤務時間変更、⑨女工募集状況、⑩現業長（工場の責任者、工場長に相当するか）や教婦の指導事項、⑪工場生産量・出荷量及び価格変動の記事や工場調査等各種



「工場日誌」（明治四十二年）

〔文書番号十九〕

日まで順次書き継いでいます。単年度の記録ですが、年間を通じての記載は貴重なものと言えます。筆記者は、工場主とも推定されますが、日誌の途中で手筆の変化がみられるので場合によっては工場幹部による代筆も考えられます。

次に日誌中の記載内容をみますと、日によって多少の違いはありますが、①日付、②天候、③年中行事や祝・祭日等と

調査事項の控資料等、⑫女工賃金支払い退職時の積立金支払い、⑬交水社等関係機関との交渉協議内容、⑭場主参加の地元政・財界との交渉記事、⑮場主宅家政記事若干等多岐の内容が記され、明治後期の工場経営を始めとする経営者の行動一般をも知ることができまます。

掲載写真の四月二十六日の記事をみてみましよう。概要を記すと、「今朝から出勤した女工は二名、医者診察を受けた者は十時から出勤。気分が悪くなった者は十時半から早退、六名の女工が勝手に作業場所を替えたので注意をしたが、その中の三名は再々勝手なことをする者で厳格に注意した。今日退場の女工は新繭の時に再度勤務する予定。前述の医師の診察を受けた者は、重傷につき一時退場とし、全快次第に出勤することを約束した。男子工が工場内で目を負傷する。煮繭鍋の不良なものは交換。裁縫稽古の者が本日をもって退場を申し出るが、以下次葉）場主婦場まで繰糸を続けるように説得する、しかし都合悪く新繭の時期に来場すると言いつ退場。欠席女工二名。」というようない記載内容がみられ、工場内部の一日の生活の様子や動静がよくわかります。なお、「工場日誌」（文書番号十九）は原本の紙質の劣化が著しいので複製により閲覧とします。（原本、たて三・五cm、よこ一・六cm、堅帳、青野線入りと紙、墨書）

今回新規に閲覧対象となる文書の概要ですが、明治から大正・昭和戦前期にかけての製糸工場経営を中心とした資料が三二〇点。その他、大正初年に当主が市政（参事会員）、県政（議員）に関わったことによる諸通知や議事案件及びその関連資料、諏訪町地内への道路・水路開削関係の計画及び収支記録等も残されています。その他、大正・昭和期を中心に工場法関係及び産業講習・女工対象の修養団体関係資料、第二次大戦前後の時局関係の情報誌や雑誌等の合計七七〇点を公開いたします。

明治期福祉・衛生関係文書の概要

——件名カードの利用にあたって——

行政文書課 轟 しのぶ

文書館に収蔵されている行政文書の検索には、まず行政文書簿目録を利用しますが、これを補填するために簿目録内容を一件ごとに細分し、カード化して利用者がより効率的に検索できるように「件名カード」の作成が行われています。

明治期の文書についての件名カード作成は終了し、その利用にあたって本紙ではこれまでに、学務、宗教、勸業、土木・河川の各関係文書の概要を紹介してきました。今回は「福祉・衛生」を紹介し

本館に収蔵されている明治期福祉・衛生関係文書は、総簿冊数三百五十一冊（一簿冊内が二つ以上の分類に属している場合もある）、件名カード数約四千枚になりますが、大半を明治十三年布告の備荒儲蓄法及び同三十二年公布の罹災救助基金に関する書類が占め、現在の環境衛生部門に属する文書はあまり遺されていません。以下表の分類項目によって説明いたします。

備荒・罹災救助 天災による凶作、不慮の災害に遭った窮民を救済するために食料、農具料、種穀料等を支給し、又罹災した地租納税者への補助や、免除の諸施策を定めた備荒儲蓄法、同法施行規則、規程等に関する書類です。具体的には各郡役所から出された公儲金に関する調査報告、賦課徴収、収支予算報告等の大蔵大臣宛文書や、各郡から出された救助出

願書類ですが、特に明治二十年五月の震災により、西群馬郡、佐位郡から出された種穀料御救助願がまとまって遺されています。中には、他の郡の例で、霜害救助出願に対し実地調査をしたところ、必要無きものと認められ「聞届難シ」とされているものもあります。

明治三十二年以降、罹災救助基金が、備荒儲蓄法に取って替わると、それまでの備荒儲蓄法廃止に関する手続きや、施行細則、基金に属する国債、地方債の債券募集に関して日本銀行代理店や、大蔵省との往復文書等が多くなっています。

明治四十年には、三十八年の天候不順による納税免除のための小作証明書、種穀救助願等が、勢多、群馬、碓氷、北甘楽の各郡からまとまって出されています。又、利根川、渡良瀬川合流地に位置し低湿地の多い邑楽郡は、毎年水害に苦しんでいましたが、三十九年から四十五年

までの間に、同郡だけで九十冊以上に及んでいます。特に、四十三年八月の大洪水の後では、町村名別に種穀救助願、小作地証明書、県税免除願が出され、天皇・皇后両陛下からの御下賜金の領収書綴りも含まれています。

救恤・感化 窮民救済法案に関する内務省との往復文書、慈恵救済事業に関する取調報告、救助米下付願、養育料補助願に対する指令や、町村長から知事宛の支給報告などがあります。

棄児 棄児迷子の引受、命名、就籍、疾病、死亡の各届出、養育米下付願、養育費補助申請など棄児迷子の取扱に関する書類と、上毛孤児院の収支報告、月報、状況調査出張の復命書、理事の変更届等運営に関する書類もあります。

教育費 前項と同様の養育費補助に対する指令や、知事から内務大臣に宛てた養育費支給報告、慈恵救済資本下賜の内務大臣への上申など、救済資金管理事務に関するものです。

行旅病死 旅先での病死人に対する取扱に関する文書で、救護届、仮埋葬届、願末届、又救護費用や埋葬費の負担に關し本籍地との協議や、支出何などがあります。交通機関が今ほど発達していなかった当時は、旅先で病に倒れ、亡くなるものがそれほど多めずらしい出来事ではなかったことを示しています。

人命救助 人命救助や奇特行為に対して褒賞金を下賜した一連の書類で、事例

ごとに支給金額決議書、警察署長からの上申書、本人からの状況の願末を述べた始末書が綴られています。場合によっては、現場の絵図、医士の検案書が添えられているものもあります。

法定伝染病 明治四十一年の十月二十八日から同年十一月十九日までの県下における伝染病患者日報一冊だけです。

病院 衛生及び病院費の予算配布命令と明治四十四年五月八日から、大正二年四月二日までの恩賜財団済生会の設立経過日誌です。

医籍・薬剤師 明治十七年から大正十一年までの医師、薬剤師の名簿ですが、残念なことに吾妻郡のみです。

衛生指示 明治二十二年の第七次衛生年報と郡市長会議及び警察署長会議で訓示すべき衛生指示事項を載せた会議提出書類です。

飲料水 飲料水改善に関する施設概要と、水質試験成績表がありますが、一簿冊だけです。

廃娼 本県公娼沿革と、娼妓取締規則案があります。

その他 牛乳搾取販賣営業出願と許可、廃業届、県下各警察署部内での牛乳営業台帳があります。

以上が本館に収蔵されている明治期の福祉、衛生関係文書の概要です。カードを利用しての検索は、目的の資料が載っている簿冊を直ちに捜し出すことができ、利用者にとっていっそう便利になるわけですが、それは又貴重な原簿冊を保護していくということにもつながっていきます。

明治期福祉・衛生関係文書数

分類項目	冊数	名数
備荒	276	2,697
救恤	17	259
棄児	9	128
教育	8	48
行旅	13	399
病死	11	181
人命	1	1
救助	3	157
衛生	1	1
飲	5	125
廃	1	2
所	3	3
の	3	21
計	351	4,022

新たに収蔵された

古文書

平成六年一月以降、当文書館へ寄託・寄贈されました古文書は次のとおりです。
◎藤岡市下日野・小此木千代子家文書(寄託)

追加寄託として、同家の先祖で明治二〇年代に竹越与三郎が興した開拓社にあつて社会・観察欄を担当し、新刊批評も行っていた小此木信一郎氏の著書『俳諧史伝』(明治二七年女学雑誌社発行、布川孫市氏との共著)など二点。
◎群馬郡群馬町・住谷修家文書(寄託)

追加寄託として、収集された山田郡新田領矢田堀村(現太田市)検地帳三冊など五点。
◎利根郡新治村・笠原壮健文書(寄託)

幕末に尾州知多郡北尾村(現愛知県)より新治村須川字笠原に定住し、明治時代に入り亡くなった尼僧・貞照尼に関係する文書五点。
◎藤岡市中大塚・亀井恒太郎氏収集文書(寄贈)

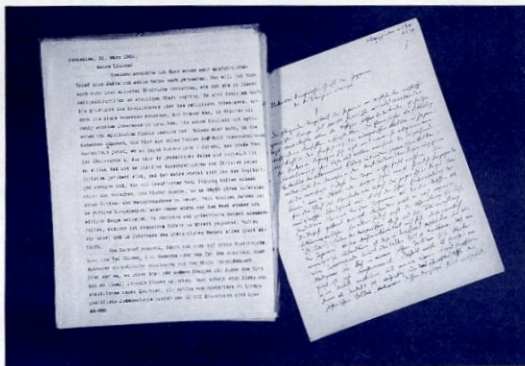
太平洋戦争終了後の昭和二〇年から二一年にかけて福岡県福岡市の大陸引揚者連絡本部で編纂された『大陸同胞救援情報』(ガリ版刷り・後に『大陸時報』と改題)や康徳五年(昭和十三年)の満州国年号で発刊された『興亜』(中国語雑誌)など一八点。
◎前橋市・川原町自治会文書(寄託)

追加寄託として、自治会管理の『墓籍簿』など七点。
◎前橋市文京町・高橋定子家文書(寄託)

追加寄託として、日清戦争双六など明

治時代から大正時代にかけての収集文書約四〇点。
◎吾妻郡草津町・エルヴイン・フォン・ベルツ博士遺品原稿(寄託)

明治時代に御雇い外国人医師としてドイツより来日し、本県の草津や伊香保温泉の紹介普及に多大な貢献をなしたベルツ博士の遺品原稿一七八点。直筆のノートや草稿の外に、ドイツ帰国後の一九〇五年から一九一三年までの『日記』(タイプライターで打たれている)が含まれている。草津町にある中沢温泉研究所より寄託。



ベルツ博士遺品原稿

新たに閲覧できる

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる文書は次のとおりです。
◎前橋市住吉町・高山英子家文書

幕末より現前橋市住吉町で医業に従事していた高山家に伝来した江戸時代から昭和二〇年代までの和本・洋本などの書籍類七五〇点。内容としては、漢籍・国文・国史・俳諧など多岐に及んでいます。江戸時代の和本の中には、安中藩主板倉勝明編の甘雨亭叢書五点が含まれています。(請求番号〇九三〇三)

◎多野郡鬼石町・飯塚馨家文書

緑埜郡三波川村(現鬼石町)の名主文書。すでに閲覧公開している江戸時代の文書に書状類約一、〇〇〇点を追加公開しました。また、戦国期文書など二四点を写真で閲覧できるようにしました。(請求番号八二二四)

◎前橋市城東町・田村あい子家文書

明治時代から昭和戦前期における田村製糸所の関係文書七七〇点。田村製糸所は明治二六年に現前橋市城東町に創業。このうち、製糸工場の経営関係資料が約三二〇点。この中には今回「資料紹介」欄に掲載されている明治四二年の『工場日誌』などがあります。その他、大正初年に当主が前橋市政(参事会員)や群馬県政(県会議員)に関わったことによる関係資料なども含まれています。(請求番号〇八五〇六)

◎碓氷郡松井田町・新井昭二家文書

組合製糸会社碓氷社関係の昭和戦前期の文書を中心とする約三〇〇点。この時

期の新井家当主高四郎氏は碓氷社社長。また、昭和二〇年の群馬県蚕糸販売組合連合会の清算資料も含まれています。他に、昭和四〇年代の碓氷安中農業委員会の関係資料などもあります。(請求番号〇八九〇一)

◎利根郡白沢村・小野武夫家文書

江戸時代から明治時代中期までの利根郡平出村の村政関係文書を中心とする約三〇〇点。質地証文なども多く含まれています。(請求番号八五〇七)

◎多野郡鬼石町・黒崎太郎家文書

緑埜郡浄法寺村(現鬼石町)の江戸時代の村政文書を中心とした約三〇〇点。浄法寺村検地帳や神流川渡船関係文書などが含まれています。明治時代以降の文書の中には、蚕種帳や香典帳などがあります。(請求番号八六〇三)

◎上田市立図書館・花月文庫所蔵文書

蚕糸業関係の版本類を中心に浅間焼磁動記など二九点。(請求番号F九二〇一)

◎上田市立図書館・藤廬文庫所蔵文書

蚕糸業関係の版本類六三三点。(請求番号F九二〇二)

◎小県郡上塩尻村・佐藤善右衛門家文書

関八州図、上野国絵図など七点。(請求番号F九二〇三)

◎小県郡上塩尻村・佐藤嘉三郎家文書

蚕種商売に関する議定書、蚕種取調帳など六七点。(請求番号F九二〇四)

◎利根郡利根村・金子家茂家文書

土地、年貢、戸口に関する近世村方文書など七〇二点。(請求番号F八八〇三)

(新井幸弘)

新たに収集された

行政文書

管理受任等 昨年度中に管理委任、引継、管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、一、六七八冊でした（詳細は表1のとおり）。このうち厚生援護課中の

一四八点は、マイクロフィルム、生涯学習課の三〇点は、一六ミリ映画フィルムです。

また、このほかに広報課から、「群馬のあゆみ」「風に向かって走ろう」等の広報フィルム四六本、ビデオ二本、合計四八本を保存用として受け入れられました。

表1 平成5年度管理受任文書等室課別冊数

室課名	区分		計
	永年文書	有期限文書	
総務部	消防防災課	17	17
企画部	土地対策課		322
県民生活部	厚生援護課	696	696
環境衛生部	業務課	30	30
林務部	林産課	33	33
商工労働部	繊維工鉦課	22	22
土木部	用地課	10	121
	道路建設課	40	40
	砂防課	55	55
知事部局合計		903	443
管理部	管理課	66	66
	福利課	24	24
指導部	義務教育課	36	36
	生涯学習課	30	30
教育委員会事務局合計		156	156
公立学校共済組合群馬支部		20	20
総計		1,079	443

保存への協力を呼びかけました。

今年度は、さらに文書整理にも拍車がかかるものと予想され、文書館としても速やかに対応できるように可能な限り協力していかねばならないと考えています。（行政文書課 田中 尚）

表2 平成5年度収集文書部局別冊数

部局名	冊数
総務部	96
企画部	143
県民生活部	92
衛生環境部	106
農政部	172
林務部	53
商工労働部	106
土木部	336
地労委事務局	10
議会図書室	1,530
教委事務局	54
合計	2,698

収集 昨年度の文書整理等において県の各機関が廃棄した文書資料の中から、文書館が歴史資料として認めて収集したものは、二、六九八冊でした（詳細は表2のとおり）。

議会図書室のものは、除籍された郷土資料や図書等で、県議会議員経験者の伝記や履歴があるほか、朝日新聞の縮刷版八一冊も含まれています。

県では、昨年度から文書の減量化と文書管理の適正化を期するため「グリーンオフィス21」を展開し、不要文書の廃棄を重点とした文書整理を全庁ですすめています。本館でもこれに伴う文書の大量廃棄に対応するため、リフレット「捨てる前にもう一度」を作成、全職員に配布し、歴史資料となり得る公文書の収集・

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

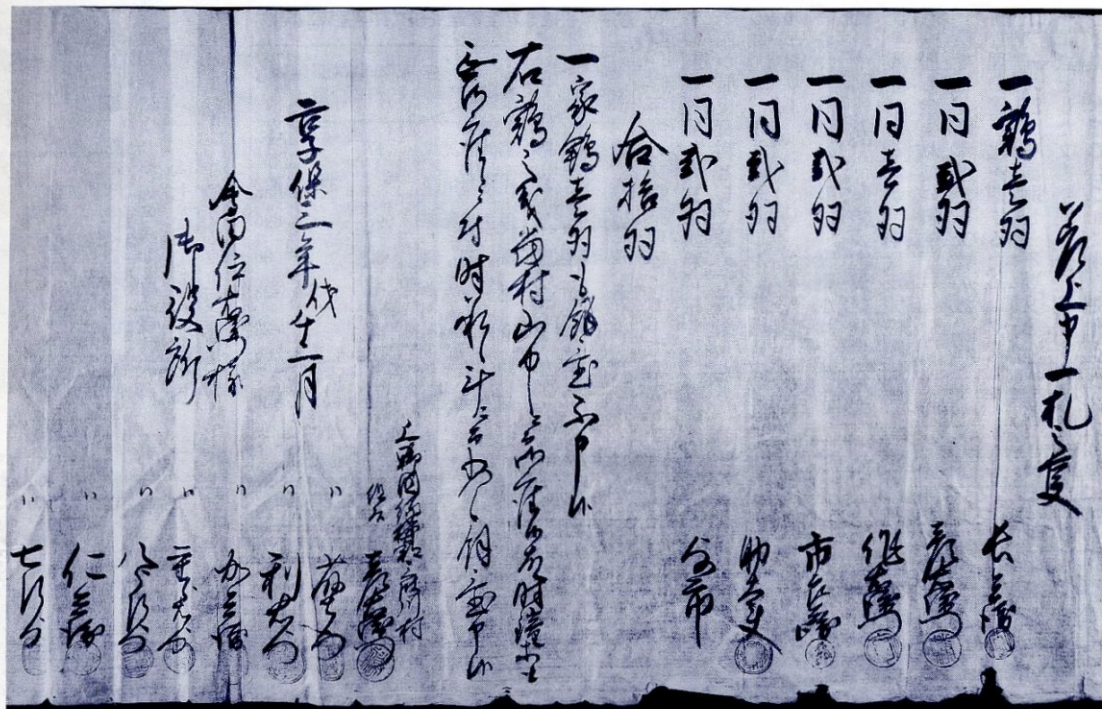
今年度からカラーマイクロフィルムで閲覧できる明治初期絵図は、次のとおりです。モノクロ複製はその場ででき、カラー複製もできます。（田中 尚）

番号	地 図 名
86	勢多郡田口町
89	群馬郡上青梨村
94	勢多郡天川大嶋村
95	野中村
96	上大嶋村
97	下大嶋村
99	女屋村
100	(〃) 東上野村
101	勢多郡小島田村
102	下長磯村
104	那波郡西善養寺村
108	中内村
109	勢多郡駒形新田
110	下大屋村
112	富田村
113	荒口村
116	(〃) 東大室村
117	飯土井村
119	二之宮村
120	筑井村
121	下増田村
123	群馬郡矢島村
125	飯塚村
126	貝沢村耕地絵図
129	江木村
130	石原村
133	下佐野村
134	上佐野村絵図

138	下中居村絵図
144	下小鍋村
145	下並榎村
146	上並榎村
148	日高村
149	新保村
150	小八木村
152	正観寺村
153	上州群馬郡井野村
155	碓氷郡八幡村
156	鼻高村
158	剣崎村
160	若田村(龜絵図)
161	上豊岡村
163	下豊岡村龜絵図
171	群馬郡濱川村絵図
173	宿大類(村)
174	南大類村
175	中大類村
176	柴崎村
179	緑芝郡阿久津村龜絵図
182	群馬郡岩鼻村
184	矢中村
185	下大類村
186	倉賀野村
187	倉賀野出作
188	京目村
189	萩原村
190	元嶋村
192	矢嶋村龜絵図
198	下滝村
200	齊田村

202	(〃) 綿貫村
203	山田郡桐生新町
204	東小倉村
205	西小倉村
207	下久方村
210	如來堂村
212	上広澤村
213	中広澤村
216	二渡村絵図面ノ四
217	二渡村絵図面ノ三
218	二渡村絵図面ノ一
219	浅部村
221	高澤村絵図面 甲
222	高澤村
224	梅田村大字上久方村之内
226	安楽土村
227	天王宿村
229	天沼新田
230	下新田村
231	須永村
232	名久木村
233	佐位郡上植木村
235	八寸村
236	下植木村
237	今泉村
239	波志江村之内元八坂村
242	那波郡下蓮沼村
244	上州那波郡上蓮沼村
246	那波郡富塚村

247	除ヶ村
248	大正寺村地所絵図
254	堀口村
255	柴宿
256	上州那波郡中町
257	那波郡戸谷塚村
259	八斗嶋村
260	上州那波郡連取村
261	那波郡田中嶋村
262	前河原村
263	東上之宮全図真鑑
268	田中村
269	太田町第一番字引絵図
273	太田町第六番強戸口字引絵図
275	太田町第八番金井口字引絵図
277	太田町第一番字引絵図
278	新田郡飯塚村
279	新嶋村
281	新井村
282	西矢嶋村
284	東矢嶋村
285	東別所村
286	内ヶ嶋村
289	米沢村



請求番号 8214-4745

三波川村は東西十数キロ、南北に約三キロと細長い、三波川の溪谷沿いに集落が点在する山村です。その村で代々名主役を勤めた家が飯塚家です。写真の文書は、山間に暮らす農民の時刻を知る方法が窺える文書です。(文書番号四七四五)

さて、冒頭一行目「差上申一札之事」の一札とは、代官所からの御尋ね等に対する返書という意味です。二行目以下九行目までは鶏の数と飼主とが書き上げられています。これらの鶏は十・十一行目で「時承候計二而」と、山中であること、時鐘等ないことを理由に飼っていると届け出ています。ちなみに、元禄十年(一六九七)刊「本朝食鑑」(人見必大著)には鶏の利を三つ挙げ、その一つに「山中の田家では昼夜の時も分らない風雨の日は、ただ鶏鳴時を知らず」とあります。

字の読み方では、旁が「鳥」の字が三ヶ所あります。釈文を書くときなど誤記しやすいので要注意です。ここでは鶏と鴨です。九行目の「飼」の字は書き違えたようです。十一行目の「飼」と比べると、食偏から隣の司への筆の運びが違います。

ところで、この文書の提出に先立って出された触廻状が、「廻状并触留」(文書番号六二三)の中にあります。「来秋朝鮮人来朝御用二付、其村々鶏・家鴨御入用二付、為飼置候様二被仰付候間、(中略)何羽と有次第書付、当月廿八日迄二役所へ可差出候、以上、戌十一月廿一日(享保三年)(以下略)」とあり、ここで初めて何の目的で鶏等の数を書上げさせたかが判明しました。「来秋朝鮮人来朝」とは、上掲文書の書かれた翌年の享保四年に、朝鮮国王肅宗が徳川吉宗が將軍となる奉賀に通信使を派遣したのです。「鶏・家鴨御入用云々」とは、正使以下五百名近くにも及ぶ一行に供する食材の一つではないでしょうか。

しかし、通信使が来朝する半年以上も前から鶏の飼育をすることは、村にとっては負担であり、実際は鶏鳴を理由に鶏の供出を断つたとも考えられます。

今回の鶏調べの史料から、図らずも朝鮮通信使についても知ることになりましたが、一枚の古文書の背景を調べてみることも、解読の上で大切なことがわかります。

(古文書課 樫沢恭子)

【釈文】

差上申一札之事

一鶏老羽 長兵衛(印)

一同式羽 彦右衛門(印)

一同志羽 作右衛門(印)

一同式羽 市郎兵衛(印)

一同式羽 助太夫(印)

一同式羽 与市

合拾羽

一家鴨老羽も飼置不申候

右鶏之義当村山中二而御座候故、時鐘等も

無御座候二付、時承候計二而少々飼置申候

上野国緑埜郡三波川村

組頭 彦右衛門(印)

同 藤右衛門(印)

同 利右衛門(印)

同 加兵衛(印)

同 重郎右衛門(印)

同 八郎左衛門(印)

同 仁兵衛(印)

同 七左衛門(印)

閲覧室から

—古文書等の複写サービスについて—

「文書館で閲覧した古文書を家でゆっくり読み直したい」あるいは「より多くの古文書を読んで郷土の歴史を勉強したい」等々の理由から、最近、古文書などの複写サービスを希望される方がますます増えています。

文書館では開館以来、閲覧利用の促進を図るうえから収蔵文書の複写サービスを行っておりますが、最近の利用者の皆様の要望に追いつかず、即日提供できない場合も多く、ご迷惑をおかけしているのが現状です。また、収蔵文書の一部には複写を制限しているもの（原則として、A3判以上の地図、新聞、虫損・破損のひどい文書など）もあるため、利用者の方々に「なぜ」という質問も多く、ここで説明させてもらうことにします。

電子コピーは、文書に光と熱を当てて瞬時に複製物ができるといふ非常に便利なものですが、反面、急激に光・熱を与えるため、文書に悪影響をもたらすのも事実です。また、大型の絵図等の場合、折り目を変えながら位置をずらしてコピーすることになりますので、これもまた良いことではありません。さらに、薄手の冊子文書を鮮明にコピーするため、間紙をはさんでほしいという要望も多いのですが、間紙の出し入れで文書の小口を傷めることも多く、この場合はコピーを薄くすることで対応しています。

文書館に収蔵されている文書類は、お預かりしている寄託文書も多く、そのう

え、この世の中に一点しかない貴重なものばかりです。このため、書庫内では一定の温度・湿度の下で保存・管理し、紙の劣化を少しでも遅らせるように努める一方、現時点で紙の劣化のひどい新聞、虫損・破損のひどい文書、大型の絵地図などは、原則として複写を制限しているわけです。ちなみに、平成五年度の一カ月平均の複写枚数は四〇〇〇枚以上にはなっています。

しかし一方で、より多くの資料を、より多くの方々に活用していただきたいと考え、大型地図や傷みのひどい新聞などは裏打ち等によって補修を行うとともに、マイクロフィルムに撮影し、フィルムあるいは複製本で閲覧できるようにも努めています。

「博物館では展示ガラスの向こうにある古文書を、文書館では直接手にとつて読むことができ、しかも、コピーまでしてくれて、自宅でも学習できる」、これはある閲覧利用者の言葉です。このような言葉を励みとして閲覧係も日頃の利用サービスにがんばっております。

現物の古文書を手にとつて閲覧できる文書館は、一点しかない郷土に関する貴重な資料を、現在の私たちがだけでなく、将来、私たちの子供や孫の代までも現在と同じ状態で利用できるよう大切に保存・管理しています。このため、複写サービスの制限など様々な制約もでてきますが、文書館を利用される皆様にはこの点を充分にご理解いただいて、気持ち良く閲覧していただければ幸いです。

(総務普及課 森 芳子)

鰯魚の会だより

阪本 一郎

本年は例年より一月早く、文書館長期講座修了者三十名が希望に燃えて入会した。会は目下新学期を迎えた学園さながら、青春の真只中と言えよう。

(創立十周年行事)

二月、創立十周年記念講演会を開催。

講師は国文学資料館史料館教授、丑木幸男先生。演題は磯茂左衛門一揆の研究。

従来の解説中心の講義から一歩進み、古文書を史料に歴史を解明する格調高い講演に、会員一同多大の感銘をうけた。

(本年度学習計画)

本年度は三波川村(多野郡鬼石町) 飯

古文書同好会だより

落合 久男

今年度は新会員を加えて四三名、和やかな中にも活気が満ちており、小さな会ながら力強いスタートとなりました。

月例学習会 月一回、資料として二年間解説した「島高堅日記」は六月で読了、

七月からの新資料は、幕末の騒然たる世相の中で觸書などを収めた勢多郡新里村の小野里家文書を選びました。

漢文勉強会 発足五年目、会員二二名。

中世文書、漢詩文、金石文解説等。例会後の一時間をこれにあてております。

現地研修 三月に埼玉県小川町の和紙作りを見学、実技も体験。古文書と一体

塚家文書を教材として採用した。昨春秋、

文書館企画展に同家文書が展示され、記念講演会で藤本久志教授の名講義をうけた会員が俄然ハッスルし、飯塚家文書の学習を決定した。幸い本文書担当の文書館主任、鈴木一哉氏の指導を受けることができ、学習計画を策定した。三波川峡谷の山間部村落という特殊な条件から項目を立て適切な文書を選び、この学習から村の全体像を把握したいと企画した。

(館外学習、機関誌)

六月に信州松代・須坂、十月に三波川現地研修を企画。機関誌は十年史特集を近刊予定。会は十年のハードルを越え、今より新たな歴史の第一歩を踏み出す。

の和紙について一層理解を深めました。

懇親会 親睦を目的で催されるこの会も昨秋が第三回、研究成果の発表、趣味の作品展示、特技の披露など。琴の音の中で心をこめて点てた茶をいただく、これも会員の楽しみになっております。

会誌「ハナミスキ」発行 昨年第三号発効。会員の80%が執筆。九四ページ、テーマ自由、内容は年々多彩にして充実、「和」の象徴といふべき小冊子の果たす役割の大きさを感じております。今年も古文書学習の成果の向上と、会員相互の親睦という二本の柱を、全会員しっかり支えていきたいと念願しております。

